

第2部 子ども・子育て 支援事業計画

第2部 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度において、市は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

ここでは、計画期間（平成27年度～31年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

第1章 計画期間における見込みの考え方

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

なお、手引きは量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、利用実績等を考慮し、一部補正を行っています。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
放課後児童健全育成事業【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうちは、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

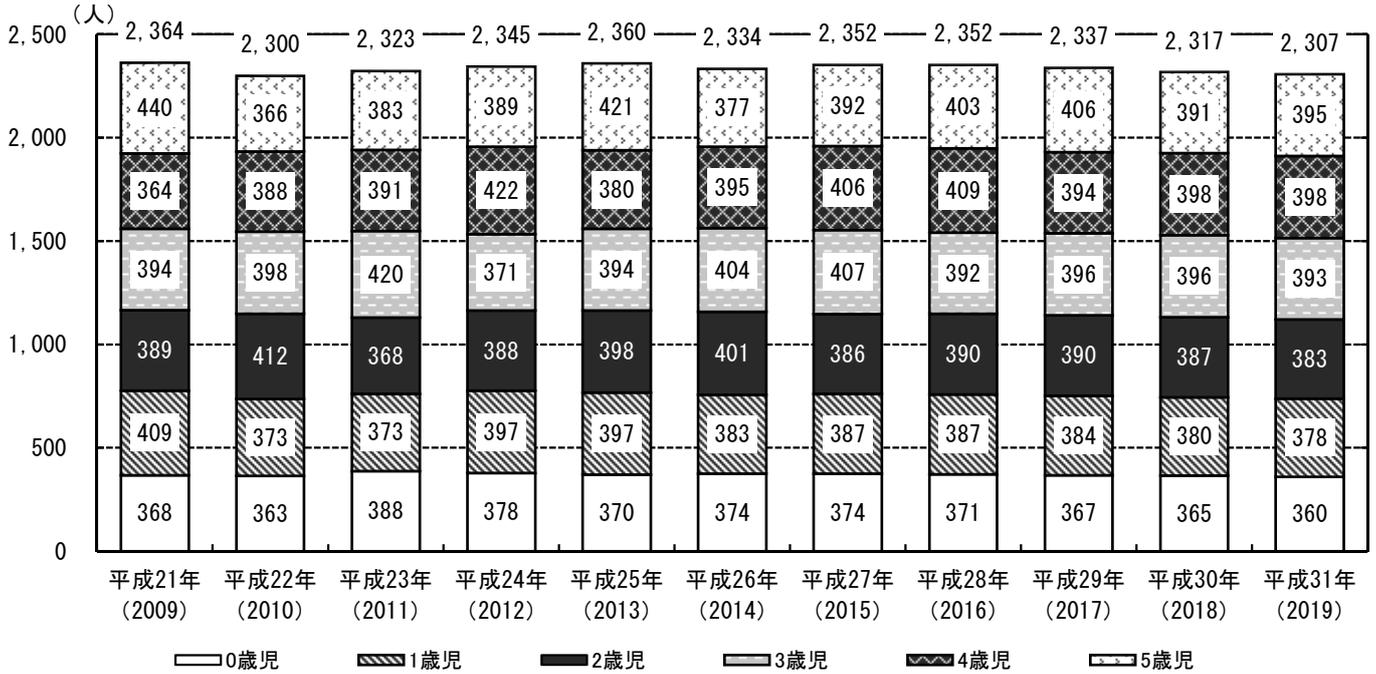
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

(1) 児童数の見込み

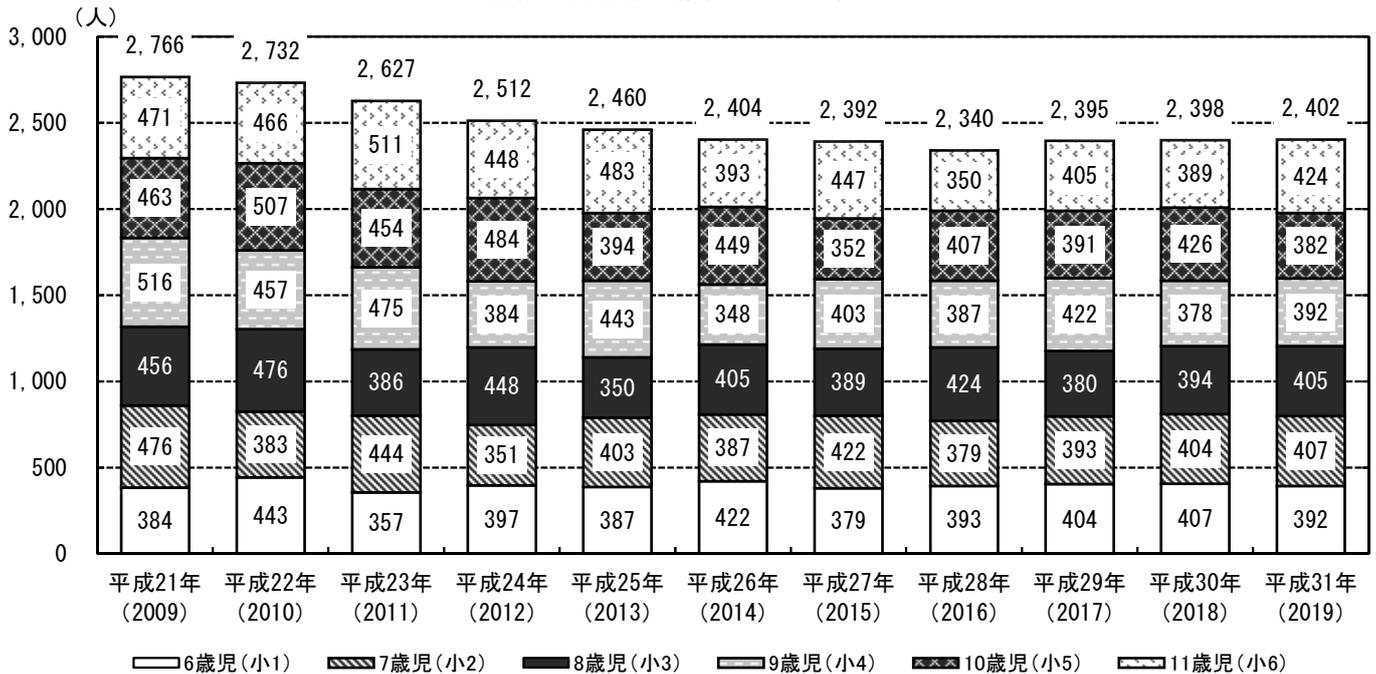
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。

計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移 (0~5歳)



図表 児童数の推移 (6~11歳)



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績					推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	368	363	388	378	370	374	374	371	367	365	360
1歳児	409	373	373	397	397	383	387	387	384	380	378
2歳児	389	412	368	388	398	401	386	390	390	387	383
3歳児	394	398	420	371	394	404	407	392	396	396	393
4歳児	364	388	391	422	380	395	406	409	394	398	398
5歳児	440	366	383	389	421	377	392	403	406	391	395
6歳児	384	443	357	397	387	422	379	393	404	407	392
7歳児	476	383	444	351	403	387	422	379	393	404	407
8歳児	456	476	386	448	350	405	389	424	380	394	405
9歳児	516	457	475	384	443	348	403	387	422	378	392
10歳児	463	507	454	484	394	449	352	407	391	426	382
11歳児	471	466	511	448	483	393	447	350	405	389	424
0～5歳	2,364	2,300	2,323	2,345	2,360	2,334	2,352	2,352	2,337	2,317	2,307
6～11歳	2,766	2,732	2,627	2,512	2,460	2,404	2,392	2,340	2,395	2,398	2,402

注：実績は住民基本台帳

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成21～25年（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近2年（平成24～25年）の年齢毎の変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計する方法で推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

アンケート調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在的な家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		374	371	367	365	360
タイプA：ひとり親	4.3%	16	16	16	16	15
タイプB：フルタイム×フルタイム	48.8%	183	182	179	178	176
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	32.1%	120	119	118	117	116
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	2.5%	9	9	9	9	9
タイプD：専業主婦（夫）	11.7%	44	43	43	43	42
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.6%	2	2	2	2	2
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

■1・2歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		773	777	774	767	761
タイプA：ひとり親	12.1%	94	94	94	93	92
タイプB：フルタイム×フルタイム	43.0%	332	335	333	331	328
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	36.0%	278	280	279	276	274
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	0.3%	2	2	2	2	2
タイプD：専業主婦（夫）	7.6%	59	59	59	58	58
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	1.0%	7	7	7	7	7
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

■3～5歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		1,205	1,204	1,196	1,185	1,186
タイプA：ひとり親	12.2%	147	147	146	145	145
タイプB：フルタイム×フルタイム	40.6%	490	489	485	481	481
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	37.5%	452	452	449	444	445
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	1.4%	17	17	17	17	17
タイプD：専業主婦（夫）	8.0%	96	96	96	95	95
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.2%	2	2	2	2	2
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.1%	1	1	1	1	1

第2章 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定や教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策を整理します。

1 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 島原市における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

島原市において、今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施策配置になる可能性があります。

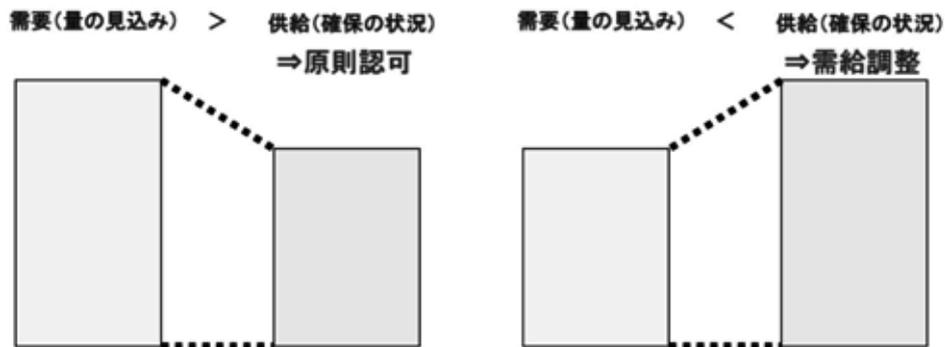
その他、新たな保育所、幼稚園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO 法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「市全域」とします。

(参考) 教育・保育提供区域の定義

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域です。(子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項)
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する(最適な需給バランスを図る)ための基礎的な範囲になります。なお、運用に当たり、次の事項が定められています。

- ◎ 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。
- ◎ 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- ◎ 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。
ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

(3) 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応がとりにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本市は、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(11 事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援事業 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	市全域	市で一律の支援体制を構築する設定とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	市全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせた設定とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	市全域	市で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	市全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育所の子育て支援機能との連携も重要であることから、これらと同様の提供区域体制が望ましいと考えます。 また、市で一律の支援体制を構築する設定とします。
妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市全域	母子保健活動に係る事業は、全市的に取り組んでいるものであるため、細かな区域を設定することにはなじまないと思われます。

事業名	提供区域	考え方
乳児家庭全戸訪問事業 市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業	市全域	母子保健活動に係る事業は、全市的に取り組んでいるものであるため、細かな区域を設定することにはなじまないと思われれます。
養育支援訪問事業 市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業（相談支援、育児・家事援助等）	市全域	母子保健活動に係る事業は、全市的に取り組んでいるものであるため、細かな区域を設定することにはなじまないと思われれます。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	市全域	「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないと思われれます。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業	市全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた設定とします。
延長保育事業 延長保育・休日保育	市全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域設定に合わせた設定とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市全域	事業実施可能なニーズ量や幼児教育・保育の区域を勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた設定とします。

(その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新たに創設された事業ですが、世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われれます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全市的な取り組みとなると思われれます。

第3章 教育・保育施設の充実

国から提示される基本指針等に沿って、子ども子育て事業計画で設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、幼稚園もしくは認定こども園を利用した人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数(A)	137	125	112	111	111
1号認定	137	125	112	111	111
確保の内容(B)	220	220	220	220	220
特定教育・保育施設	205	205	205	205	205
確認を受けない幼稚園	15	15	15	15	15
その他の施設	0	0	0	0	0
他市町の教育・保育施設等	0	0	0	0	0
過不足((B)-(A))	83	95	108	109	109

(2) 2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

(2号認定で幼児期の学校教育の利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在、幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(2号認定で幼児期の保育利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	1,031	1,030	1,023	1,014	1,015
学校教育の利用希望が強い	215	215	213	211	211
保育の利用希望が強い	816	815	810	803	804
確保の内容 (B)	1,148	1,148	1,148	1,148	1,148
特定教育・保育施設	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
その他の施設	13	13	13	13	13
他市町の教育・保育施設等	0	0	0	0	0
過不足 ((B)-(A))	117	118	125	134	133

(3) 3号認定 (0~2歳児、保育所・認定こども園を利用希望)

0~2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0~2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した見込み量と平成25年度利用実績には大きな乖離がみられたことから、ひとり親及び両親がフルタイムの家庭の潜在的な利用ニーズを確保することを目標に量の見込みを補正しました。

① 0~2歳児

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	763	765	760	759	748
確保の内容 (B)	885	885	885	885	885
特定教育・保育施設	879	879	879	879	879
地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他の施設	6	6	6	6	6
他市町の教育・保育施設等	0	0	0	0	0
過不足 ((B)-(A))	122	120	125	126	137

② 0歳児

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	193	192	190	189	187
確保の内容 (B)	226	226	226	226	226
特定教育・保育施設	226	226	226	226	226
地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他の施設	0	0	0	0	0
他市町の教育・保育施設等	0	0	0	0	0
過不足 ((B)-(A))	33	34	36	37	39

③ 1・2歳児

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数(A)	570	573	570	570	561
確保の内容(B)	659	659	659	659	659
特定教育・保育施設	653	653	653	653	653
地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他の施設	6	6	6	6	6
他市町の教育・保育施設等	0	0	0	0	0
過不足((B)-(A))	89	86	89	89	98

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校および児童福祉施設として一つの認可の仕組みとされました。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方(建学の精神など)や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、又は機関ごとで開催されています。

また、幼稚園と保育所の職員相互の連携は進みつつあります。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策(より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策)

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

（4）教育・保育施設と地域型保育事業との連携

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と認可された地域型保育事業者との連携を強化するため、情報の共有等を進めます。

（5）幼稚園及び保育所と小学校等との連携

市内の幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、すべての幼稚園、保育所及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行うことで、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

3 教育・保育施設の質の向上

- 各保育所では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めています。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、連絡協議会等において、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 身近な場所で実施することを踏まえて設定します。

【確保の方策】

(単位:か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 一時預かり事業

主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

(年間のべ利用数 単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(1号認定)	710	709	704	698	699
(2号認定)	0	0	0	0	0
合計	710	709	704	698	699
一時預かり事業 (在園児対象型)	710	709	704	698	699

② 幼稚園における在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間のべ人数をもとに、両親のいずれかがパートタイム又は専業主婦（夫）のニーズを確保することを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

(年間のべ利用数 単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,923	1,924	1,912	1,896	1,885
一時預かり事業 (在園児対象型以外)	1,923	1,924	1,912	1,896	1,885
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果をもとに、現在の利用状況等を勘案して見込み量を設定しています。
- 低学年に関しては、算出した年間のべ人数をもとに、ひとり親又は両親がフルタイムの家庭のニーズを確保することを想定し、見込み量を補正して設定しています。
- 高学年に関しては、今後実施していくため、計画期間においてはニーズの1割を確保するとともに、今後の周知及び平成28年度の利用希望を把握しながら、必要量の確保に努めます。

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	376	378	372	381	381
確保の方策	376	378	372	381	381
【高学年】量の見込み	20	29	41	50	61
確保の方策	20	29	41	50	61

放課後子ども総合プラン

平成26年に国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携や、双方の利用児童が交流できる仕組みづくりなどを図ることとします。

市内の全小学校において放課後子ども学習室が実施されており、小学校以外でも2か所で放課後子ども教室が実施されていますので、連携による取り組みを行います。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出します。

【確保の方策】

（年間のべ利用数 単位：人日・か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日）	2,334	2,335	2,321	2,303	2,281
確保の方策（か所）	7	7	7	7	7

(5) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から実施率を算定し、推計児童数及び実施回数に乗じて算出します。

【確保の方策】

（年間のべ利用数 単位：人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,880	4,840	4,790	4,770	4,700
確保の方策	4,880	4,840	4,790	4,770	4,700

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0歳）を事業量とします。

【確保の方策】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	374	371	367	365	360
確保の方策	374	371	367	365	360

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

○これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保の方策	25	25	25	25	25

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

○すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

(年間のべ利用数 単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保の方策	12	12	12	12	12

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

○共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】

(年間のべ利用数 単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（就学後）	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した年間のべ人数から、現在の利用状況を踏まえ、特に時間外保育が必要と考えられる2号認定（保育ニーズ）のひとり親及び両親がフルタイムの家庭のニーズを確保することを目標に量の見込みを補正しました。

【確保の方策】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,202	1,202	1,194	1,184	1,179
確保の方策	1,202	1,202	1,194	1,184	1,179

(11) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「保護者」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、「病児・病後児保育を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に、推計児童数、平均日数を乗じて算出した年間のべ人数をもとに、現在の利用状況を考慮し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

(年間のべ利用数 単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	100	150	200	250	300
病児保育事業	100	150	200	250	300
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0